「ふくしま ZEB 推進事業業務委託」 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の背景

福島県(以下、県という)では、平成24年(2012年)3月に改訂した「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」において、令和22年(2040年)頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを、再生可能エネルギーで生み出すという目標を設定すると共に、平成28年9月(令和3年2月改定)には、国、県、関連企業などが一丸となってエネルギー分野からの福島復興の後押しを一層強化していくためのプラン「福島新エネ社会構想」を策定した。同構想では、「再生可能エネルギーの更なる導入拡大」、「水素社会の実現」について、未来の新エネ社会を先取りするモデル創出を目指す旨が盛り込まれており、再生可能エネルギーの導入拡大については、「再生可能エネルギー先駆の地」を目指して原子力に依存しないエネルギー政策を推進しているところである。

さらに、今般政府が検討を進めている「脱炭素ロードマップ」における先行地域の要件では、新築する公共施設や業務施設はZEBを標準とするとされている。

建築分野では、平成29年(2017年)5月に「福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針」(令和3年4月改訂)を策定し、建築物の整備における再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギーの効率利用について目標値を定め推進しており、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会実現のため、さらなる建築物の省エネルギーとZEB化を推進する。

2 業務の目的

建築物を計画する際には、基本構想・計画段階で、施設諸元と概算事業費を算出し、施設の仕様が決まるため、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化を実現するためには、この段階での ZEB 化の検討が必要となる。

本業務では、基本構想・計画段階で ZEB 化を検討し、合意形成を図るための ZEB 化ガイドラインを作成する。

また、令和元年度に「ZEBモデル施設(須賀川土木事務所)」「以下、(モデル施設)という。」を建設し「Nearly ZEB」の認証を取得している。

この運用データの分析と効果の検証を行い、ガイドラインの基礎資料とする。

3 事業内容

(1) 対象事業

ふくしま ZEB 推進事業業務委託

(2) 仕様

別紙「ふくしま ZEB 推進事業業務委託仕様書」のとおり

(3)委託業務期間

委託契約の締結の日から、令和4年2月28日(月)までの期間

(4) 委託費の上限

金12,000千円(消費税及び地方消費税込み)

4 公募型プロポーザルに係る事項

(1) 公募型プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。 なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- ② 募集開始からプロポーザル審査会の日までに、福島県から指名停止を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあっては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」(平成 14 年 6 月 17 日付け14 監第 813 号士木部長通知)により資格の再認定を受けた者であること。
- ④ ZEBプランナーの登録をしていること。
- ⑤ ZEBのプランニング実績を有している者であること。
- ⑥ 国(独立行政法人を含む)、地方公共団体の公共建築物整備における基本構想・ 計画の策定業務の実績を有している者であること。(過去 15 年間の国内における 実績で、新築、増築及び改築とし、改修は含まない。)

(2) 実施要領等の入手方法

企画提案書様式等については、福島県土木部営繕課(以下、「営繕課」という。)のホームページからダウンロードして入手すること。なお、営繕課の窓口又は郵送等での配付は行わない。

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1)受付期限

令和3年6月28日(月)午後5時まで(必着)

(2)提出方法

質問書(様式第3号)により、営繕課宛に電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】ふくしま ZEB 推進事業業務委託」とすること。

なお、電話による質問は受け付けない。

(3)回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和3年7月1日(木)午後5時までに営繕のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

6 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、次の公募型プロポーザル参加資格確認申請 に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。 なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- (1)提出期限 令和3年7月2日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先福島県土木部営繕課
- (3) 提出書類
 - ① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式第1号)
 - ② 会社概要 (様式第6号)
 - ③ 4 (1) ④⑤⑥の条件を満たしていることを証する書類の写し
- (4) 提出方法

郵送(簡易書留)による。但し、上記提出期限までに郵送による提出が困難な場合には電子メールにより写しを送付し、後日速やかに原本を郵送することとする。

7 基本情報資料の提供

企画提案書の作成に必要となる「ZEBモデル施設(須賀川土木事務所)」の運用データについては、6の資格の確認を受けたものに限り、次のとおり提供を行う。

- (1)提出期限 令和3年7月5日(月)午後5時まで
- (2) 申請先福島県土木部営繕課
- (3) 提出書類

守秘義務誓約書(様式第4号)

(4) 提出方法

郵送(簡易書留)による。但し、上記提出期限まで郵送による提出が困難な場合には電子メールにより写しを送付し、後日速やかに原本を郵送することとする。

(5) 提供方法

電子メールにより提供する。

なお、提供資料については、本業務の技術提案書等の作成のみに使用することとし、 目的外の使用は行わないこと。また、本業務完了後は情報漏洩のないように適正に消去 すること。

8 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限 迄に提出すること。

- (1)提出期限 令和3年7月9日(金)午後5時まで(必着)
- (2)提出先福島県土木部営繕課
- (3) 提出書類
 - ① 公募型プロポーザル参加資格確認通知書(様式第2号)の写し
 - ② 企画提案書及び工程表 (様式任意。但し、日本工業規格 A 4 版とする)
 - ③ 事業経費積算書(様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする)

- ④ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- ⑤ 業務実施体制書(様式第5号)
- ⑥ 会社概要(様式第6号)と、直近2年分の決算書又は事業報告書(収支状況が分かるもの)
- ⑦ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に 相当するもの)
- ⑧ 法人登記簿の写し(申請受付日の3ヶ月以内のもの)
 ※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
- ⑨ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第7号)
- (4) 提出部数
 - ②~⑥…6部(正本1部、副本5部)、①及び⑦~⑨…1部(正本1部)
- (5)提出方法

郵送(簡易書留)による。但し、上記提出期限まで郵送による提出が困難な場合には電子メールにより写しを送付し、後日速やかに原本を郵送することとする。

9 企画提案書の内容

企画提案書には別紙「ふくしま ZEB 推進事業業務委託に係る仕様書」(以下、「仕様書」 という。) に基づき、次の事項に注意して作成すること。

- (1) 本仕様書中、委託内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- (2) 仕様書に記載されている各業務の実施方法について具体的に提案すること。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

10 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出書類に不備があった場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 参加表明書の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員等)が 刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑥ 本募集要領に違反すると認められる場合。
- ⑦ その他、県が予め指示した事項に違反した場合。
- (2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

- ① 参加者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式第 1 号)の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例(平成12年条例第5号)に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。
- ⑤ 経理処理については、経済産業省が公表している補助事業事務処理マニュアルに 準じて行うこと。

11 審査に関する事項

(1)審査方法

提出された企画提案書の内容について、県が別に定める「ふくしま ZEB 推進事業 業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき審査委員会を設置し、審査基準 (別記)に基づく審査を行う。

(2) 審査会(リモートプレゼンテーション)

企画提案書及び企画提案者からのリモートプレゼンテーション(webex または zoom 等によるリモート形式)により審査を行う。

本審査で選定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

なお、企画提案書が 6 者以上から提出された場合には、企画提案書を基に書面審査 (1次審査)を実施し、審査会 (リモートプレゼンテーション)を実施する5者を予め選考することとする。

①開催日時

令和 3 年 7 月 20 日 (火) 13 時 30 分から開始 ※リモートプレゼンテーション発表順は受付順とし、詳細は別途通知する。

②審査所要時間

説明時間 15 分以内、及び質疑応答 10 分以内の計 25 分以内とする。

③審査基準

審査基準に基づき審査し、総合点数が最も高い提案者を選定する。

(3)審査結果の通知

審査の結果はプロポーザル参加者全員に通知する。

【審査基準】

	評価項目	審査の視点	配点		
1. 本事業を期間内に確実に遂行できる、体制・実績を持っているか。 (5					
1	計画・体制・実績	・実施工程表・業務体制・関連業務実績	5		
2. (1) ふくしま ZEB 化ガイドラインの作成について					
優れた提案となっているか。					
1	(1) -1 関係施策、法令等 の整理	・関係施策等の体系的な整理 ・関連する法令と ZEB 化の整理 ・公共建築物における ZEB 導入事例調査	5		
2	(1) -2 ZEB 導入スキーム の整理	・導入検討モデルの設定 ・対象建築物、ZEB化検討モデルの面積区分 ・ZEB化プロセスの整理	20		
3	(1) -3 健康建築の推進	・健康建築の推進 ・CASBEE-ウェルネスオフィスの活用検討	10		
4	(1) -4その他有効な提案	・ZEB 化を推進するための有効な提案	10		
3.(2) モデル施設の運用データの調査、分析及び検証について、 優れた提案となっているか。					
1		・運用データの検証 ・導入した ZEB 技術の分析、運用改善の提案 ・ZEB 化コスト等の調査	5		
4. (3) 再生可能エネルギーの導入可能性調査					
1		・建築物への水素エネルギーの導入可能性について・その他再生可能エネルギーの導入可能性について	5		
		合計点	(60)		

【評価方法】

審査項目毎に評価点を付す。

【評価点】

	点数	評価	
5	10	20	優れている
4	8	16	やや優れている
3	6	12	普通
2	4	8	やや劣る
1	2	4	劣る

【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の合計点数

12 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結 する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりに 反映されない場合がある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

13 スケジュール

項目	日程		
質問受付期限	令和3年6月28日(月)午後5時まで		
質問回答	令和3年7月1日(木)午後5時まで		
公募型プロポーザル参加資格確認申請	◆和 9 左 7 日 9 日 (A) 左後 ₹ 味 ナ ☆		
書提出期限	令和3年7月2日(金)午後5時まで		
企画提案書提出期限	令和3年7月9日(金)午後5時まで		
審査会	令和3年7月20日 (火) 午後13時30から		
審査結果の通知	令和3年7月26日(月)以降		

14 問い合わせ先及び各種書類の提出先

福島県土木部営繕課

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号(本庁舎4階)

営繕課(担当:田中、新開)

電話番号 024-521-7527 (直通)

メールアト・レス <u>eizen@pref.fukushima.lg.jp</u>

ホームペ゚ージ https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065c/